

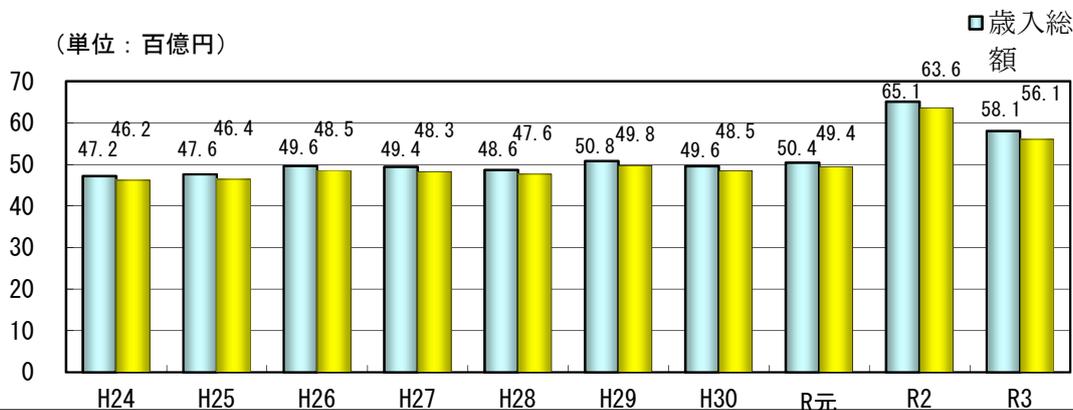
歳入・歳出ともに減少するも過去2番目の規模 ～令和3年度 府内市町村普通会計決算の概要について～

- 京都府では、府内25市町村（京都市除く）の令和3年度普通会計決算をとりまとめましたのでお知らせします。
- 歳入総額は約5,806億円（前年度▲10.8%）、歳出総額は約5,608億円（前年度▲11.9%）となり、ともに過去2番目の規模となりました。
- 実質単年度収支は全団体黒字になりました。

（1）決算規模の推移

■歳入・歳出ともに規模が減少

京都市を除く府内14市11町村の令和3年度普通会計決算は、特別定額給付金事業の皆減等により、歳入においては国庫支出金が減、歳出においては補助費等が減となり、歳入歳出ともに減少したが、子育て世帯への臨時特別給付事業等の新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施等に伴い、過去2番目に大きい歳入・歳出規模となった。



（2）歳入の状況

■歳入総額：5,806億35百万円（前年度比 ▲701億82百万円、▲10.8%）

■地方税：1,558億4百万円（前年度比 +9億34百万円、+0.6%）

個人住民税（所得割）が9億56百万円減少したが、企業業績の回復等によって法人住民税（法人税割）は8億83百万円増加した。

また、新型コロナウイルス感染拡大に係る経済措置として、固定資産税（家屋）、同（償却資産）の減免があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に徴収猶予していた同税を年度を跨いで収入したこと等により、固定資産税全体は5億25百万円の増となった。

（土地）+6億44百万円、（家屋）▲6億44百万円（償却資産）+5億28百万円

■地方消費税交付金：249億74百万円（前年度比 +20億42百万円、+8.9%）

消費の回復により増加した。

■地方交付税：1,235億56百万円（前年度比 +165億44百万円、+15.5%）

普通交付税は令和2年度の地方税収入の減に伴う基準財政収入額の減等による交付額の増及び臨時財政対策債償還基金費等に係る再算定に伴う追加交付（+82億82百万円）により大幅に増加（+155億3百万円）した。

特別交付税は除排雪経費の増（+1億33百万円）等により10億4百万円増加した。

臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は184億75百万円の増となった。

■国庫支出金：1,248億29百万円（前年度比 ▲856億92百万円、▲40.7%）

特別定額給付金給付事業の皆減等により国庫支出金は大幅な減となった。

■地方債発行額：432億80百万円（前年度比 ▲102億6百万円、▲19.1%）

減収補填債の皆減（▲39億8百万円）、庁舎整備（向日市、八幡市、宇治田原町）の完了等により地方債全体の発行額は減少した。

なお、臨時財政対策債を除いた地方債は121億37百万円の減、一方で、実質的な地方交付税である臨時財政対策債の発行は19億31百万円の増となった。

(3) 歳出の状況

■歳出総額：5,607億74百万円（前年度比 ▲756億75百万円、▲11.9%）

■社会保障関係経費：1,778億45百万円（前年度比 +286億10百万円、+19.2%）

※扶助費及び社会保障関係繰出金の合計額

扶助費については、子育て世帯への臨時特別給付事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業の実施等により283億6百万円の大幅な増となった。

また、高齢化の進展等に伴い、後期高齢者医療保険事業、介護保険事業等の社会保障関係の特別会計に対する一般会計からの繰出については、3億4百万円増加した。

■物件費：704億40百万円（前年度比 +40億48百万円、+6.1%）

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る委託費等経費が増となり全体として増加した。

■積立金：245億37百万円（前年度比 +100億96百万円、+69.9%）

実質的な一般財源の増加による財政調整基金への積立の増、臨時財政対策債償還基金費の減債基金への積立の実施等により積立金は大幅な増。

■普通建設事業費：570億65百万円（前年度比 ▲45億81百万円、▲7.4%）

庁舎整備事業の減（向日市、八幡市、宇治田原町）、大型建設事業の減（宇治市：お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業等）により普通建設事業費は減少した。

■災害復旧費：4億24百万円（前年度比 ▲15億27百万円、▲78.3%）

前年に比べて災害が少なかったため、全体として減少した。

■補助費等：657億78百万円（前年度比 ▲1,164億78百万円、▲63.9%）

特別定額給付金事業の皆減や新型コロナウイルス感染症によって経営悪化した事業者への支援事業の減等により補助費等は大幅に減少した。

(4) 決算収支の状況

■形式収支：198億61百万円（黒字）

■実質収支：161億32百万円（黒字）

■実質単年度収支：135億29百万円（黒字）

実質収支は全団体黒字であった。新型コロナウイルス感染症対策事業の実施等により、一時的に財政調整基金を取り崩した団体もあったが、最終的には財政調整基金の積立や繰上償還を行う団体が多かったことから、令和2年度に続いて、令和3年度も実質単年度収支は黒字となった。

■決算収支の対前年度比較

（単位：百万円、%）

区分	R3年度	R2年度	増減額	増減率
歳入総額 A	580,635	650,817	▲70,182	▲10.8
歳出総額 B	560,774	636,449	▲75,675	▲11.9
形式収支 A-B=C	19,861	14,367	5,494	38.2
翌年度に繰り越すべき財源 D	3,729	3,850	▲121	▲3.1
実質収支 C-D=E	16,132	10,518	5,614	53.4
積立金 F	6,390	2,976	3,414	114.7
繰上償還金 G	2,463	2,535	▲72	▲2.8
積立金（財政調整基金）取崩額 H	938	2,979	▲2,041	▲68.5
実質単年度収支 E(R3)-E(R2)+F+G-H=I	13,529	5,611	7,918	—

※ 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

(5) 基金及び地方債の状況

■基金現在高：1,347億15百万円（+139億97百万円、+11.6%）

■財政調整基金の現在高：491億27百万円（+66億7百万円、+15.5%）

普通交付税の追加交付等により実質的な一般財源が増加したことから積立を行った団体が多く、全体として増加した。

■減債基金の現在高：138億84百万円（+53億58百万円、+62.9%）

普通交付税追加交付分のうち臨時財政対策債償還基金費の算定額は後年度基準財政需要額に算入されないことから、将来の臨時財政対策債の償還に備えて減債基金へ積立を行った団体が多く、全体として大幅に増加した。

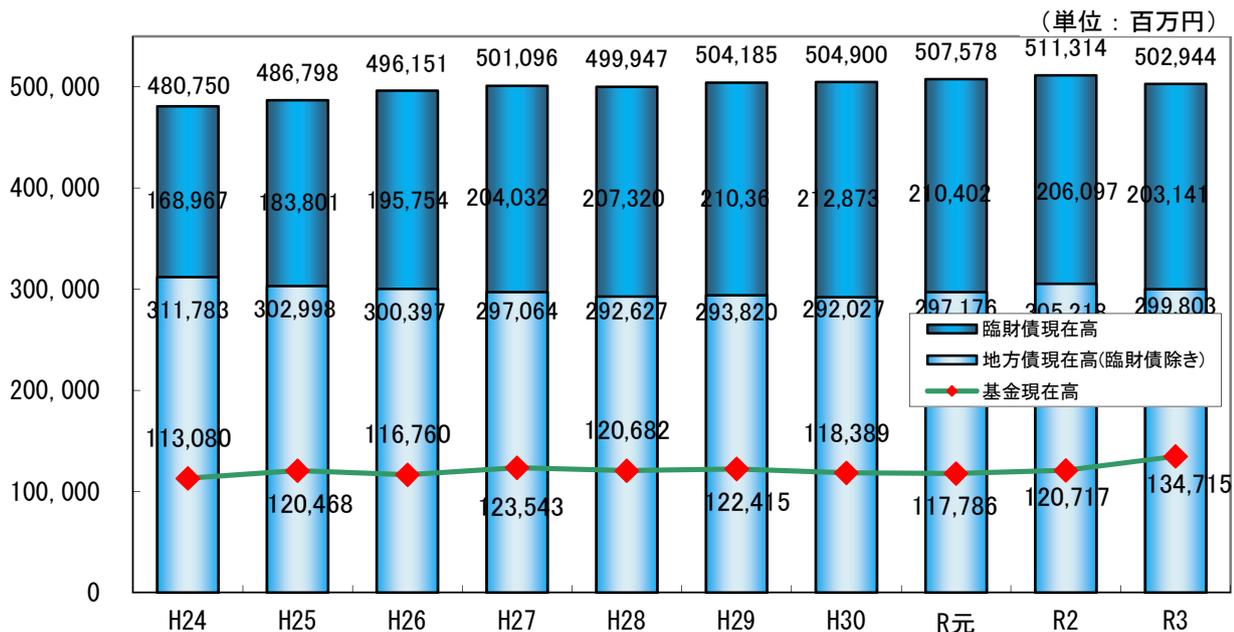
■その他特定目的基金の現在高：717億4百万円（+20億32百万円、+2.9%）

大型公共事業や校舎改修の実施等により取崩を行った団体があったが、ふるさと納税に係る基金への積立額が増加したことに加え、今後の公共施設の整備・改修に備えて積立を行った団体があり、全体として増加した。

■地方債の現在高：5,029億44百万円（▲83億70百万円、▲1.6%）

庁舎整備事業等普通建設事業の減に伴い建設地方債の新規発行額が減少したことから、臨時財政対策債を除いた地方債残高は54億14百万円減少し、2,998億3百万円となった。臨時財政対策債残高についても既発行分の償還が進んだことで29億56百万円減少し、地方債残高全体としては平成28年度以来5年ぶりに減少に転じた。

■基金現在高と地方債現在高の推移



(単位：百万円、%)

区 分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	増減額	増減率
基金現在高	122,415	118,389	117,786	120,717	134,715	13,997	11.6
財政調整基金	46,562	40,487	41,953	42,520	49,127	6,607	15.5
減債基金	9,675	8,936	8,462	8,525	13,884	5,358	62.9
その他特定目的基金	66,178	68,966	67,371	69,672	71,704	2,032	2.9
地方債現在高	504,185	504,900	507,578	511,314	502,944	▲8,370	▲1.6
地方債現在高(臨時債除き)	293,820	292,027	297,176	305,218	299,803	▲5,415	▲1.8
臨時財政対策債残高	210,365	212,873	210,402	206,097	203,141	▲2,956	▲1.4

※ 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

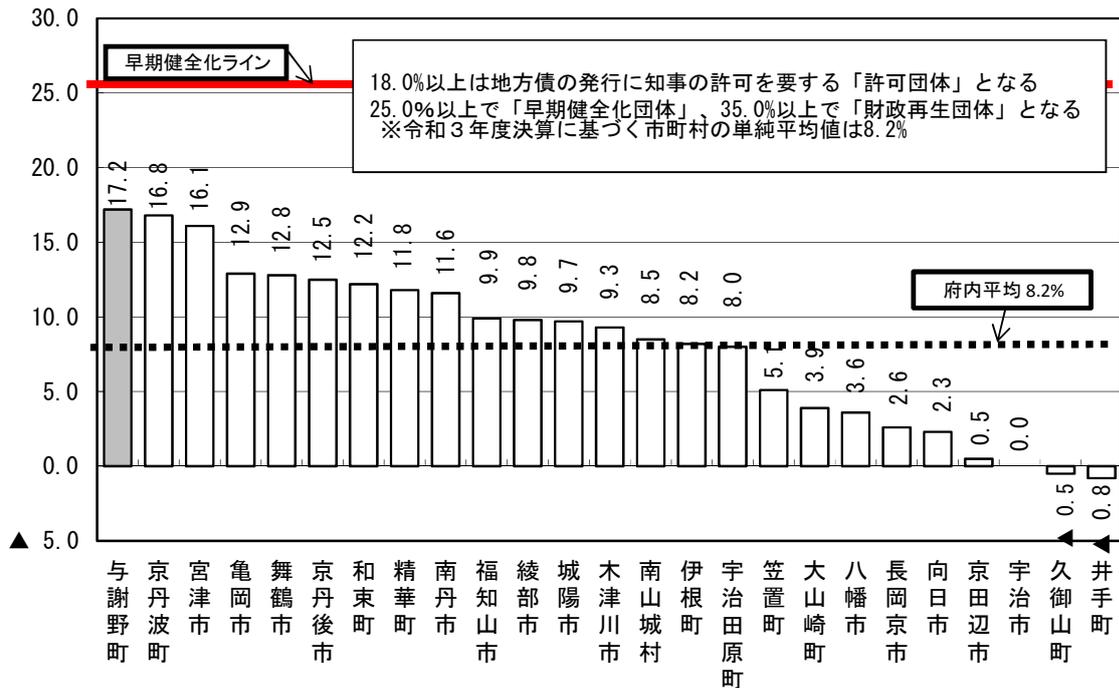
主な財政指標

①実質公債費比率

公営企業債の償還等も含めた地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、借金返済の重さを表す実質公債費比率は、早期健全化基準（25.0%）以上の団体はなかった。また、地方債の発行に知事の許可を要する「起債許可団体」の基準（18.0%）以上の団体もなかった。

令和3年度は、普通交付税の増等により普通交付税不交付団体である久御山町を除く全団体に分母の標準財政規模が増加した一方、元利償還金や下水道事業等の公営企業への繰出金の増加等により、16団体において、実質公債費比率が上昇した。

（単位：%）

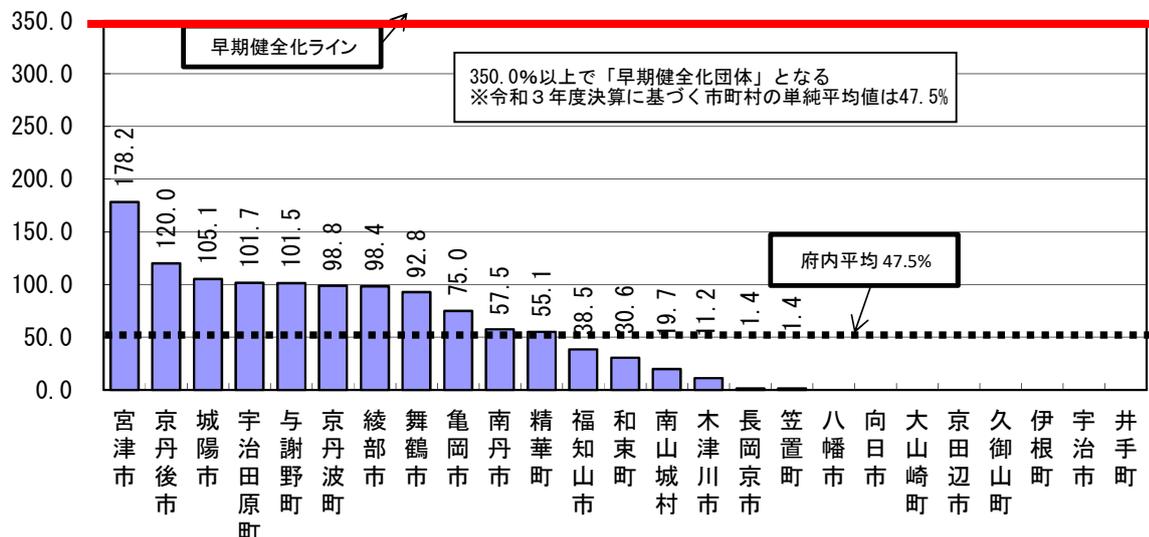


②将来負担比率

一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いか否かを示す将来負担比率も、早期健全化基準（350.0%）以上の団体はなかった。

普通交付税の増等により分母の標準財政規模が増加した結果、将来負担比率は19団体において改善し、5団体において前年度に引続き将来負担比率が発生しなかった。

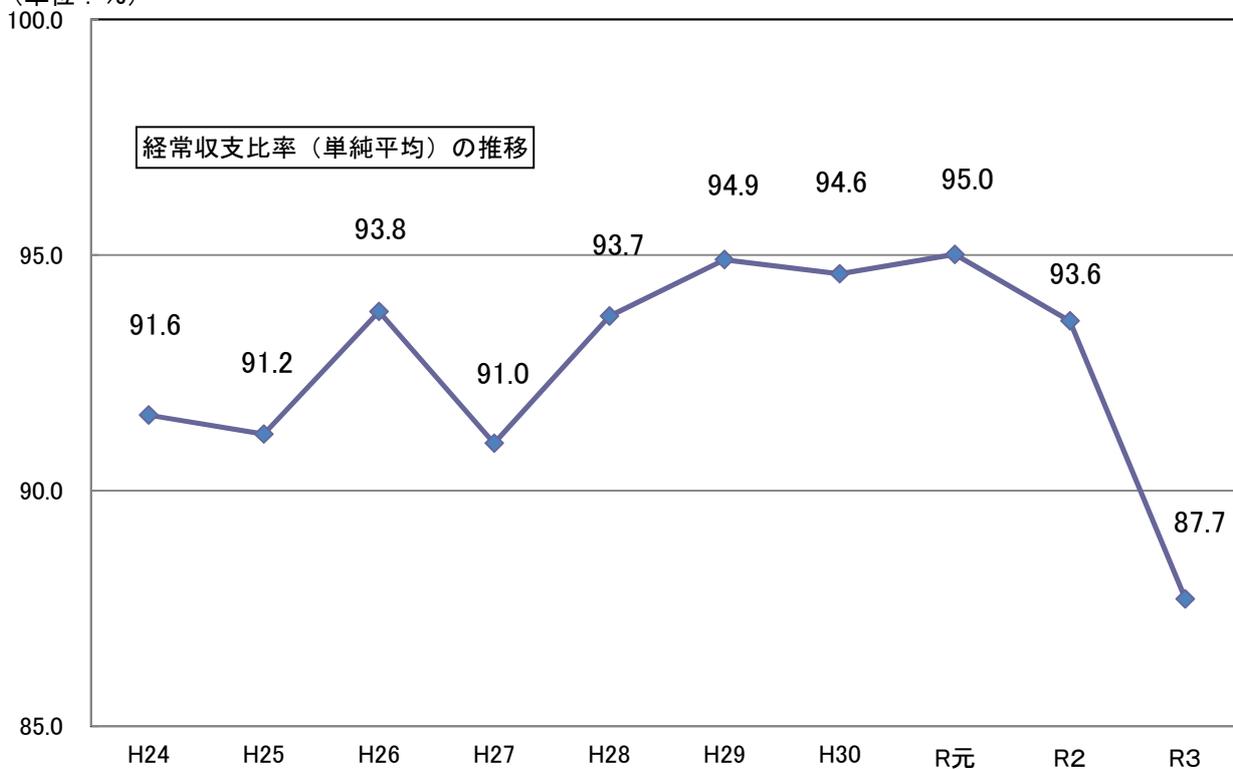
（単位：%）



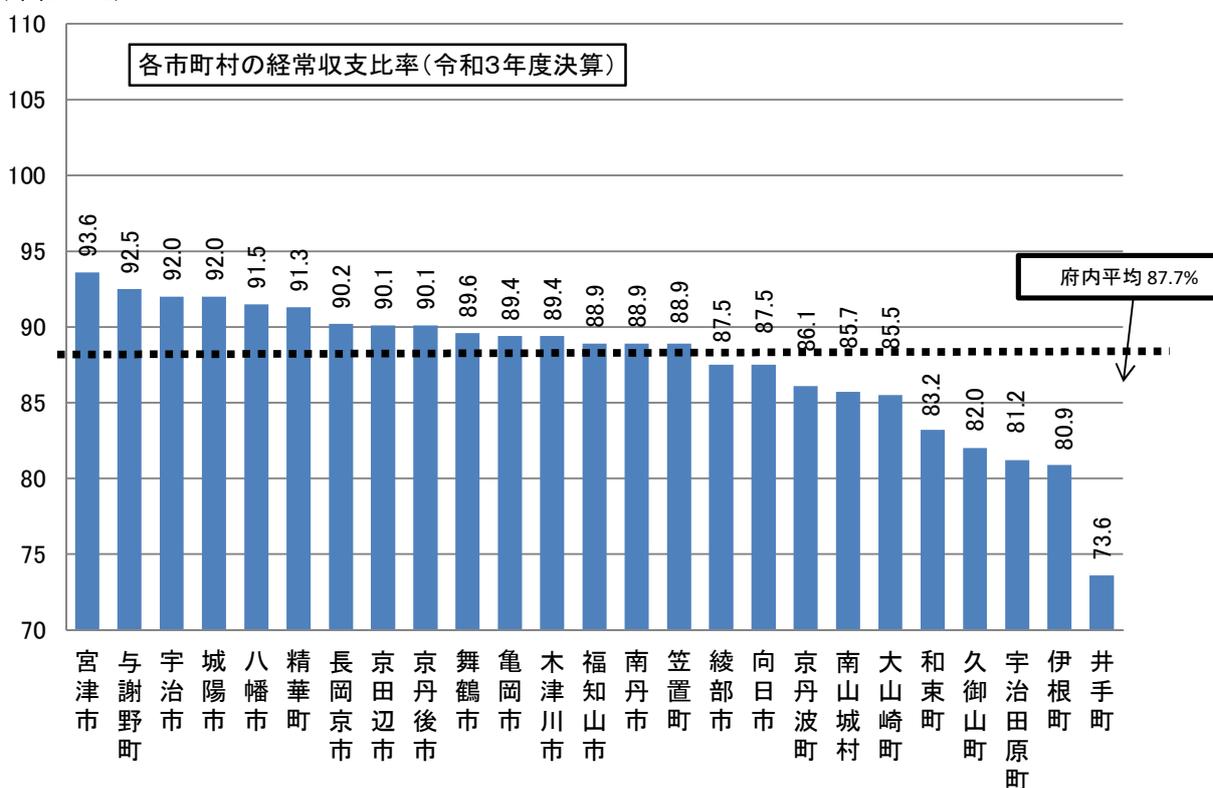
③経常収支比率

財政の硬直化を示す「経常収支比率」は、普通交付税の増、地方消費税交付金の増等により歳入面が大幅に増加したことから、全団体に経常収支が改善した。
 全団体としては、前年度から5.9%改善した。

(単位：%)



(単位：%)



(6) 府内市町村財政の現状と課題

■歳入面における現状と課題～実質的な一般財源の確保～

令和3年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した府内企業の業績が回復基調に転じたこと等により、市町村民税（法人税割）等が増加し、税収は前年度に比べ0.6%増加した。

一方、地方交付税が実質的な一般財源の37.1%を占め、地方交付税に大きく依存する財政構造に変化はなく、今後実質的な一般財源確保の見通しは不透明な状況となっている。

令和5年度地方財政収支の見通し

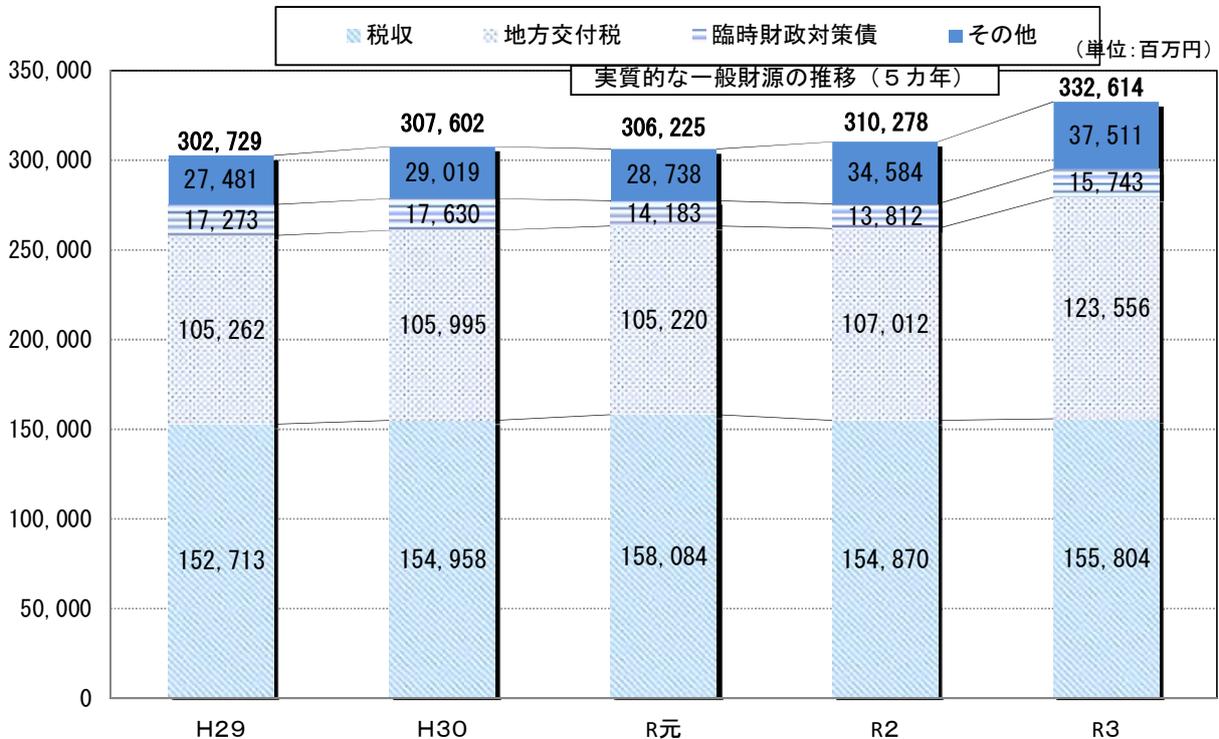
令和3年6月18日閣議決定の「骨太方針2021」において、2022年度から2024年度までの3年間、「2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とし、令和4年6月7日閣議決定の「骨太方針2022」において、「令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する」としている。

総務省が令和4年8月31日に発表した「令和5年度地方財政の課題」（仮試算）によれば、地方税全体として1.2兆円の増加（43.8兆円→45.0兆円）、地方交付税総額は0.1兆円の増額（18.1兆円→18.2兆円）、臨時財政対策債は0.5兆円減額（1.8兆円→1.3兆円）となり、一般財源総額は交付団体ベースで62.2兆円となっている。

一般財源総額の水準は維持されているものの、今後も社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策に伴う支出、また、将来的には人口減少による税収の減少の影響等が想定されることを踏まえると、厳しい財政状況が続く見通しである。

合併特例期間の終了

合併団体は、合併から10年程度の期間においては合併特例期間として、合併前市町の交付税総額を下回らないよう措置されていた（その後5年は、段階的に縮減）が、府内市町村の縮減期間は令和2年度をもって終了した。今後も持続的・安定的な財政構造の転換に鋭意取り組んでいく必要がある。



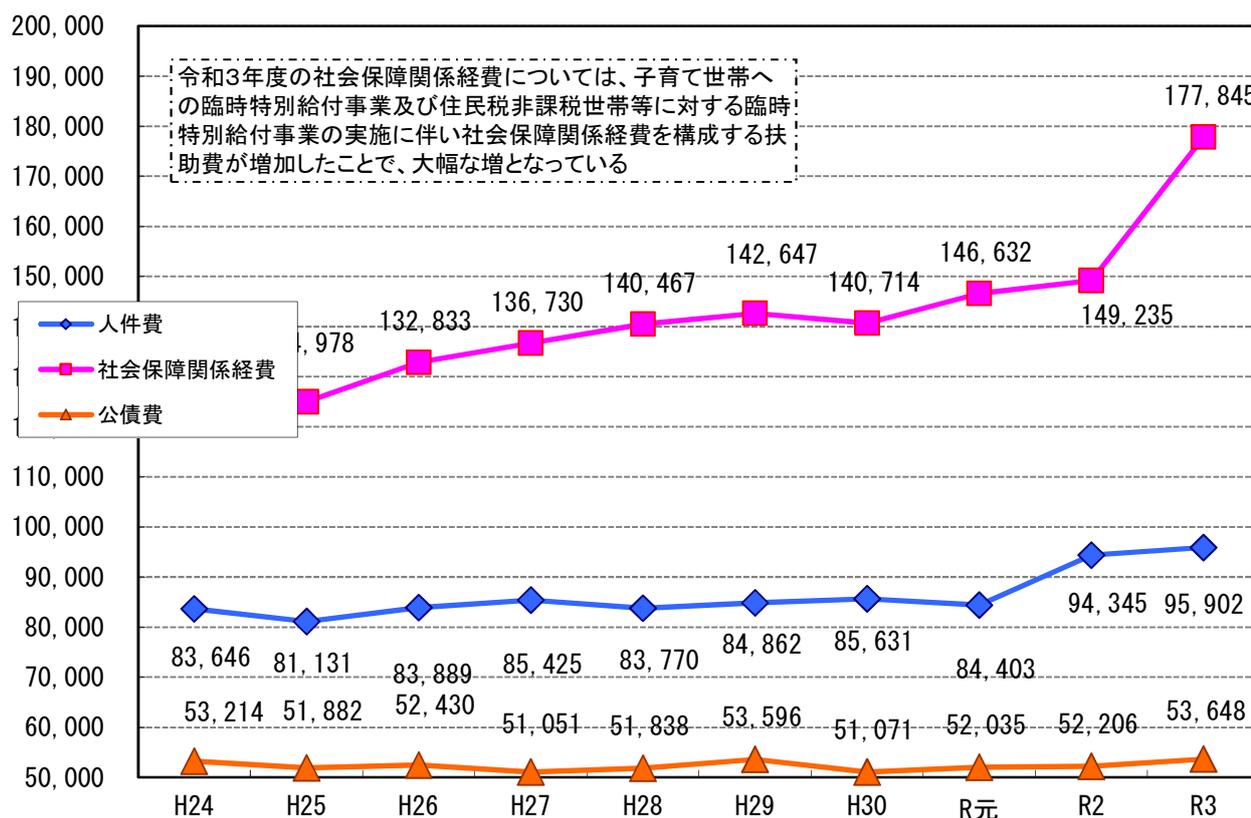
※その他＝地方譲与税＋各種交付金＋地方特例交付金等＋減収補てん債特例分＋猶予特例債

■歳出面における現状と課題～増え続ける社会保障関係経費～

これまで府内市町村は、財政健全化に向けて、京都地方税機構と連携した税収確保対策をはじめとする歳入確保に加え、事務事業の見直しによる業務効率化及び職員定数の削減等による人件費の抑制や、計画的な施設更新・長寿命化等の投資的経費抑制による公債費削減等、年々増加していく社会保障関係経費に係る財源を捻出してきたところである。

しかしながら、社会保障関係経費は高齢化の進行等に伴い今後も増加が続く見込みであり、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されることから、各市町村においては、人口減少・少子高齢社会への構造的変化による厳しい行財政環境を踏まえ、単独事業の再精査や広域連携による効率化の検討など、サービスと負担のあり方について、住民の理解・協力を得ながら政策効果と財源問題を含めた検討を更に深めていく必要がある。

さらに、個性と活力ある地域経済を再生するために、国・府と連携しつつ、地域の特性や資源等を見つめ直し、住民とともに地域の魅力向上に努めるなど、地方創生と財政健全化を両立していくことが今後ますます求められる。



※社会保障関係経費＝扶助費＋社会保障関係繰出金の合計額

資料編

○ 歳入の状況

地方税は、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した府内企業の業績が回復基調に転じたこと等により、市町村民税(法人税割)等が増加し、税収は前年度に比べ0.6%増加した。

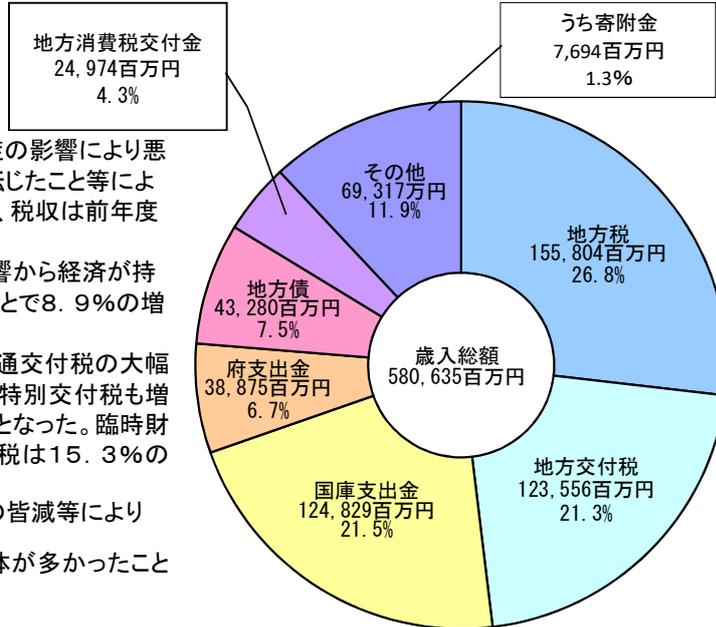
地方消費税交付金は、コロナ禍の影響から経済が持ち直しつつある中で、消費が増加したことで8.9%の増となった。

地方交付税は、追加交付等による普通交付税の大幅な増に加え、除排雪経費の増等により特別交付税も増加し、地方交付税全体で15.5%の増となった。臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は15.3%の増となった。

国庫支出金は特別定額給付金事業の皆減等により40.7%の大幅な減となった。

寄附金は、ふるさと納税が好調な団体が多かったことから、32.4%の増となった。

◆歳入の構成比



◆歳入の状況

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	構成比	増減率
地方税	155,804	154,870	934	26.8	0.6
地方譲与税	3,811	3,713	98	0.7	2.6
利子割交付金	131	133	▲2	0.0	▲1.5
配当割交付金	1,273	916	357	0.2	39.0
株式等譲渡所得割交付金	1,482	1,021	461	0.3	45.2
地方消費税交付金	24,974	22,932	2,042	4.3	8.9
ゴルフ場利用税交付金	499	459	40	0.1	8.7
自動車取得税交付金	0	4	▲4	0.0	▲100.0
自動車税環境性能割交付金	438	523	▲85	0.1	▲16.3
法人事業税交付金	1,817	800	1,017	0.3	127.1
地方特例交付金 (R3は新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む)	3,084	1,348	1,736	0.5	128.8
地方交付税	123,556	107,012	16,544	21.3	15.5
分担金及び負担金	2,664	2,584	80	0.5	3.1
使用料・手数料	9,487	9,476	11	1.6	0.1
国庫支出金	124,829	210,521	▲85,692	21.5	▲40.7
交通安全対策特別交付金	125	133	▲8	0.0	▲6.0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	391	395	▲4	0.1	▲1.0
府支出金	38,875	38,957	▲82	6.7	▲0.2
財産収入	1,544	2,568	▲1,024	0.3	▲39.9
寄附金	7,694	5,812	1,882	1.3	32.4
繰入金	12,076	13,110	▲1,034	2.1	▲7.9
繰越金	13,215	9,646	3,569	2.3	37.0
諸収入	9,584	10,395	▲811	1.7	▲7.8
地方債	43,280	53,486	▲10,206	7.5	▲19.1
うち減収補てん債特例分	0	2,483	▲2,483	0.0	皆減
うち臨時財政対策債	15,743	13,812	1,931	2.7	14.0
うち猶予特例債	0	249	▲249	0.0	皆減
歳入合計	580,635	650,817	▲70,182	100.0	▲10.8
うち一般財源	316,871	293,734	23,137	54.6	7.9
うち実質的な一般財源	332,614	310,278	22,336	57.3	7.2

※ 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

(次頁あり)

◆地方税（税目別）の推移

（単位：百万円、％）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
一 普 通 税	145,154	147,313	150,292	147,117	148,096	979	0.7
1 法 定 普 通 税	145,154	147,313	150,292	147,117	148,096	979	0.7
(1) 市 町 村 民 税	66,503	68,000	69,803	67,516	67,550	34	0.1
(ア) 個 人 均 等 割	1,889	1,900	1,910	1,928	1,930	2	0.1
(イ) 所 得 割	54,219	54,875	55,874	56,249	55,293	▲ 956	▲ 1.7
上記のうち退職所得分	450	446	444	517	451	▲ 66	▲ 12.8
(ウ) 法 人 均 等 割	3,290	3,312	3,366	3,304	3,408	104	3.1
(エ) 法 人 税 割	7,105	7,913	8,653	6,035	6,918	883	14.6
(2) 固 定 資 産 税	69,688	69,236	70,277	70,496	71,020	524	0.7
(ア) 純 固 定 資 産 税	69,280	68,836	69,877	70,096	70,623	527	0.8
(イ) 土 地	26,104	25,987	25,928	25,484	26,127	643	2.5
(ii) 家 屋	28,210	27,738	28,707	29,105	28,461	▲ 644	▲ 2.2
(iii) 償 却 資 産	14,966	15,111	15,243	15,507	16,035	528	3.4
(イ) 交 付 金	408	400	399	400	397	▲ 3	▲ 0.8
(3) 軽 自 動 車 税	2,549	2,649	2,775	2,956	3,038	82	2.8
(4) 市 町 村 た ば こ 税	6,332	7,427	7,438	6,149	6,488	339	5.5
(5) 鉱 産 税	0	0	0	0	0	0	-
(6) 特 別 土 地 保 有 税	82	0	0	0	0	0	-
(ア) 保 有 分	52	0	0	0	0	0	-
(イ) 取 得 分	29	0	0	0	0	0	-
(ウ) 遊 休 地 分	0	0	0	0	0	0	-
2 法 定 外 普 通 税	0	0	0	0	0	0	-
二 目 的 税	7,559	7,645	7,792	7,753	7,708	▲ 45	▲ 0.6
1 法 定 目 的 税	7,559	7,645	7,792	7,753	7,708	▲ 45	▲ 0.6
(1) 入 湯 税	130	128	137	81	78	▲ 3	▲ 3.7
(2) 事 業 所 税	0	0	0	0	0	0	-
(3) 都 市 計 画 税	7,429	7,517	7,655	7,672	7,630	▲ 42	▲ 0.5
(ア) 土 地	4,248	4,323	4,321	4,283	4,329	46	1.1
(イ) 家 屋	3,181	3,194	3,333	3,390	3,300	▲ 90	▲ 2.7
2 法 定 外 目 的 税	0	0	0	0	0	0	-
合 計 (一 ～ 二)	152,713	154,958	158,084	154,870	155,804	934	0.6

※ 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

◆市町村民税の収納額等及び徴収率の推移

（単位：百万円、％）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
収 納 額	66,503	68,103	69,803	67,516	67,550	34	0.1
滞 納 額	1,764	1,558	1,450	1,390	1,068	▲ 322	▲ 23.2
徴 収 率							
うち 現年課税分	99.2	99.3	99.3	99.2	99.5	0.3	-
うち 滞納繰越分	32.8	33.1	35.4	37.5	42.6	5.1	-
合 計	97.4	97.8	98.0	98.0	98.4	0.4	-

※1 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

※2 表中、「滞納額」とは、調定済額から収入済額を差し引いた額としている。

（次頁あり）

◆歳出（性質別）の構成比

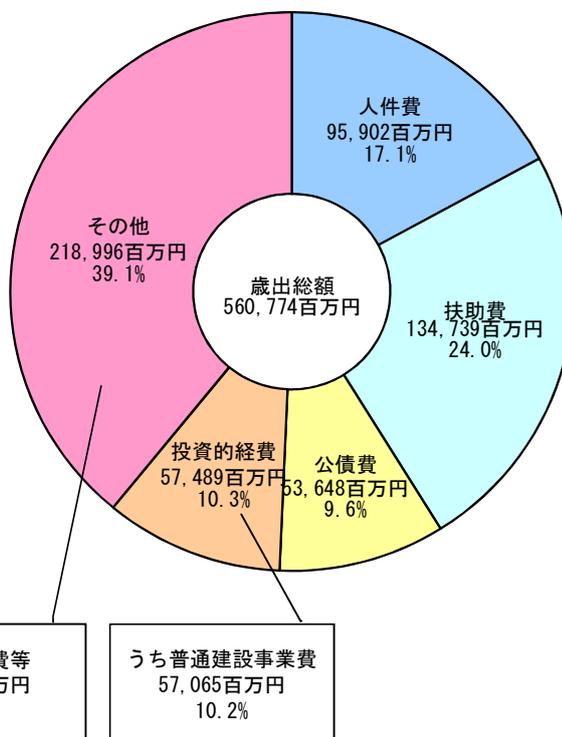
○ 歳出（性質別）の状況

義務的経費のうち扶助費については、子育て世帯への臨時特別給付事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業の実施等により26.6%の増となった。

また、繰出金は、後期高齢者医療保険事業や介護保険事業など社会保障に関連した特別会計への繰出が0.7%の増となっている。

投資的経費は、庁舎整備事業の完了等による減(向日市、八幡市、宇治田原町)、宇治市の「お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業」の減等により普通建設事業費が7.4%の減となっており、災害復旧事業費についても大きな災害がなく78.3%減少した。

その他補助費等については、特別定額給付金事業の皆減等により、63.9%の大幅減となった一方、積立金については、地方交付税の増に伴う実質的な一般財源の増加による財政調整基金への積立の増、臨時財政対策債償還基金費の減債基金への積立の実施等により69.9%の大幅増となった。



◆歳出（性質別）の状況

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	構成比	増減率
義務的経費	284,289	252,984	31,305	50.7	12.4
うち人件費	95,902	94,345	1,557	17.1	1.7
うち扶助費	134,739	106,433	28,306	24.0	26.6
うち公債費	53,648	52,206	1,442	9.6	2.8
投資的経費	57,489	63,597	▲ 6,108	10.3	▲ 9.6
うち普通建設事業費	57,065	61,646	▲ 4,581	10.2	▲ 7.4
うち補助事業費	26,342	27,837	▲ 1,495	4.7	▲ 5.4
うち単独事業費	29,997	32,979	▲ 2,982	5.3	▲ 9.0
うちその他	726	830	▲ 104	0.1	▲ 12.5
うち災害復旧事業費	424	1,951	▲ 1,527	0.1	▲ 78.3
その他	218,996	319,868	▲ 100,872	39.1	▲ 31.5
物件費	70,440	66,392	4,048	12.6	6.1
補助費等	65,778	182,256	▲ 116,478	11.7	▲ 63.9
積立金	24,537	14,442	10,095	4.4	69.9
貸付金	3,364	3,439	▲ 75	0.6	▲ 2.2
繰出金	46,390	45,736	654	8.3	1.4
うち社会保障関連	43,106	42,802	304	7.7	0.7
その他	8,487	7,603	884	1.5	11.6
歳出合計	560,774	636,449	▲ 75,675	100.0	▲ 11.9

※1 普通建設事業費のうち補助事業費は、受託事業費の補助事業分を含む。

※2 普通建設事業費のうち単独事業費は、受託事業費の単独事業分及び同級他団体施行事業負担金を含む。

※3 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

(次頁あり)

◆歳出（目的別）の構成比

○ 歳出（目的別）の状況

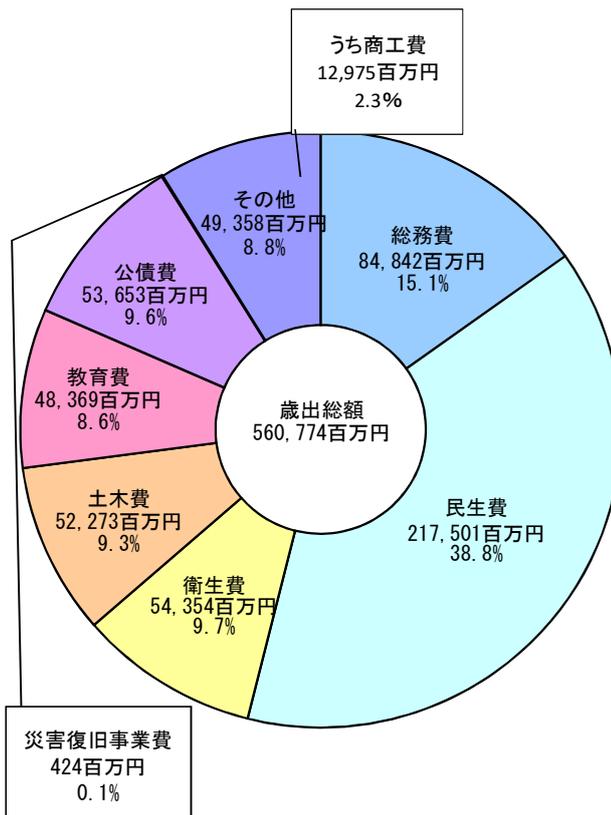
総務費は、特別定額給付金事業の皆減等により、55.1%の減となった。

民生費は、子育て世帯への臨時特別給付事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業の実施等により16.5%増となった。

衛生費は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業の実施等により、20.5%増加した。

災害復旧費は、前年度に続いて大きな災害がなかったことから、78.3%の減少となった。

教育費は、令和2年度に実施したGIGAスクール構想の推進事業に係る端末購入費等の費用が減となり17.5%減少した。



◆歳出（目的別）の状況

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	構成比	増減率
議会費	4,394	4,412	▲ 18	0.8	▲ 0.4
総務費	84,842	188,779	▲ 103,937	15.1	▲ 55.1
民生費	217,501	186,686	30,815	38.8	16.5
衛生費	54,354	45,093	9,261	9.7	20.5
労働費	479	521	▲ 42	0.1	▲ 8.1
農林水産業費	11,953	12,305	▲ 352	2.1	▲ 2.9
商工費	12,975	14,479	▲ 1,504	2.3	▲ 10.4
土木費	52,273	50,344	1,929	9.3	3.8
消防費	19,435	20,788	▲ 1,353	3.5	▲ 6.5
教育費	48,369	58,613	▲ 10,244	8.6	▲ 17.5
災害復旧費	424	1,951	▲ 1,527	0.1	▲ 78.3
公債費	53,653	52,213	1,440	9.6	2.8
その他	120	263	▲ 143	0.0	▲ 54.4
歳出合計	560,774	636,449	▲ 75,675	100.0	▲ 11.9

※ 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

【本報道発表に関するお問合せ】

総務部自治振興課 課長 砂子坂 TEL 075-414-4445
課長補佐兼係長 橋爪 TEL 075-414-4454



令和3年度 府内市町村普通会計決算の概要

(単位：百万円、%)

団体名					実質 単年度 収支	年度末基金現在高				地方債残高		財政指標			
	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度 繰越額		財政調整 基金	減債基金	その他 特定目的 基金	計	臨時財政 対策債	財政力 指数	経常収支 比率	実質 公債費 比率		
														実質収支	
福知山市	46,507	44,940	1,567	563	1,004	61	3,296	1,660	6,434	11,391	47,301	16,964	0.53	88.9	9.9
舞鶴市	42,512	40,939	1,573	95	1,478	1,651	3,417	908	4,368	8,692	37,084	16,656	0.66	89.6	12.8
綾部市	18,690	18,584	106	59	46	76	1,858	731	3,056	5,645	14,105	6,620	0.49	87.5	9.8
宇治市	72,380	71,323	1,057	224	833	1,159	3,303	2,883	3,460	9,645	41,353	21,757	0.74	92.0	0.0
宮津市	12,420	11,899	520	37	483	432	212	30	467	710	16,775	3,942	0.41	93.6	16.1
亀岡市	45,118	43,248	1,871	84	1,787	1,412	1,690	349	2,953	4,992	40,388	14,785	0.59	89.4	12.9
城陽市	34,275	33,898	377	303	75	255	885	359	5,218	6,461	40,880	12,962	0.66	92.0	9.7
向日市	25,315	23,581	1,734	73	1,661	1,757	2,402	12	2,034	4,448	17,515	9,701	0.71	87.5	2.3
長岡京市	38,238	35,817	2,421	385	2,036	1,539	4,195	0	4,378	8,573	34,274	15,168	0.79	90.2	2.6
八幡市	31,032	30,158	874	44	830	223	1,984	494	5,585	8,063	26,293	12,722	0.70	91.5	3.6
京田辺市	29,882	28,710	1,171	334	837	467	1,889	241	4,712	6,842	18,274	11,312	0.78	90.1	0.5
京丹後市	38,613	37,421	1,192	166	1,026	798	3,146	527	6,178	9,852	36,695	12,621	0.29	90.1	12.5
南丹市	26,711	25,669	1,042	95	947	517	3,202	1,023	3,668	7,892	23,547	8,289	0.31	88.9	11.6
木津川市	35,002	33,536	1,466	497	969	701	4,512	45	6,394	10,951	31,796	12,984	0.63	89.4	9.3
大山崎町	7,933	7,733	199	73	126	186	622	1,123	169	1,913	6,714	3,671	0.77	85.5	3.9
久御山町	8,596	8,147	448	46	402	471	3,067	0	859	3,925	3,656	818	1.12	82.0	▲ 0.5
井手町	6,225	5,838	387	18	369	672	2,376	750	4,139	7,265	2,597	1,546	0.38	73.6	▲ 0.8
宇治田原町	5,739	5,513	226	24	202	55	378	182	643	1,203	6,816	2,437	0.59	81.2	8.0
笠置町	1,751	1,639	112	9	103	102	341	151	205	697	1,584	572	0.20	88.9	5.1
和束町	3,839	3,781	57	17	40	19	973	705	588	2,266	3,564	1,081	0.19	83.2	12.2
精華町	15,804	15,464	340	113	226	202	889	305	1,207	2,401	14,875	6,846	0.73	91.3	11.8
南山城村	2,873	2,790	83	17	65	114	604	219	123	947	2,753	732	0.22	85.7	8.5
京丹波町	14,018	13,620	397	32	366	499	1,590	100	1,705	3,395	15,785	4,063	0.28	86.1	16.8
伊根町	3,731	3,414	317	114	203	153	686	996	582	2,264	4,095	542	0.11	80.9	8.2
与謝野町	13,434	13,111	323	307	16	10	1,610	90	2,581	4,281	14,223	4,351	0.28	92.5	17.2
14市計	496,694	479,722	16,972	2,959	14,013	11,047	35,990	9,263	58,904	104,157	426,280	176,483	0.59	90.1	8.1
町村計	83,941	81,052	2,890	770	2,119	2,482	13,136	4,621	12,800	30,558	76,664	26,658	0.44	84.6	8.2
京都市除き計	580,635	560,774	19,861	3,729	16,132	13,529	49,127	13,884	71,704	134,715	502,944	203,141	0.53	87.7	8.2
(参考)京都市	1,056,769	1,054,163	2,606	2,218	388	10,156	9,452	0	38,142	47,594	1,358,075	510,096	0.81	94.6	11.8
京都市含む計	1,637,404	1,614,937	22,467	5,947	16,520	23,685	58,578	13,884	109,846	182,308	1,861,019	713,237	0.54	87.9	8.3

(注1) 財政力指数、実質公債費比率は3カ年平均(R元~R3)である。
(注2) 財政指標の14市計、町村計、京都市除き計及び京都市含む計は、単純平均である。
(注3) 表示単位未満四捨五入のため、表内で合致しない場合がある。

令和3年度決算に基づく財政指標等の状況

(単位：%)

	健全化判断比率								その他の主な財政指標等											
	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		経常収支比率		財政力指数		人件費対標財比		人口1人当たり地方債残高(千円)					
福知山市	-	[-]	-	[-]	(16)	9.9	[10.1]	(14)	38.5	[47.4]	(11)	88.9	[92.2]	(14)	0.53	[0.54]	(11)	29.0	(15)	614
舞鶴市	-	[-]	-	[-]	(21)	12.8	[12.4]	(18)	92.8	[108.6]	(16)	89.6	[95.1]	(9)	0.66	[0.67]	(15)	33.2	(12)	458
綾部市	-	[-]	-	[-]	(15)	9.8	[9.1]	(19)	98.4	[113.8]	(9)	87.5	[93.5]	(15)	0.49	[0.51]	(16)	34.1	(11)	429
宇治市	-	[-]	-	[-]	(3)	0.0	[0.6]	(1)	-	[-]	(22)	92.0	[96.1]	(5)	0.74	[0.75]	(19)	34.8	(1)	224
宮津市	-	[-]	-	[-]	(23)	16.1	[17.9]	(25)	178.2	[210.1]	(25)	93.6	[97.3]	(16)	0.41	[0.42]	(7)	28.4	(21)	964
亀岡市	-	[-]	-	[-]	(22)	12.9	[13.3]	(17)	75.0	[89.9]	(14)	89.4	[94.4]	(12)	0.59	[0.60]	(9)	28.8	(13)	460
城陽市	-	[-]	-	[-]	(14)	9.7	[9.4]	(23)	105.1	[105.2]	(22)	92.0	[97.0]	(9)	0.66	[0.67]	(9)	28.8	(14)	540
向日市	-	[-]	-	[-]	(5)	2.3	[3.3]	(1)	-	[8.4]	(9)	87.5	[97.2]	(7)	0.71	[0.73]	(13)	30.1	(4)	306
長岡京市	-	[-]	-	[-]	(6)	2.6	[1.8]	(9)	1.4	[8.5]	(19)	90.2	[94.4]	(2)	0.79	[0.82]	(6)	28.2	(10)	423
八幡市	-	[-]	-	[-]	(7)	3.6	[2.9]	(1)	-	[3.1]	(21)	91.5	[99.0]	(8)	0.70	[0.72]	(22)	37.6	(6)	373
京田辺市	-	[-]	-	[-]	(4)	0.5	[0.4]	(1)	-	[-]	(17)	90.1	[93.6]	(3)	0.78	[0.80]	(24)	41.6	(3)	259
京丹後市	-	[-]	-	[-]	(20)	12.5	[12.3]	(24)	120.0	[129.2]	(17)	90.1	[94.3]	(19)	0.29	[0.30]	(12)	29.1	(17)	684
南丹市	-	[-]	-	[-]	(17)	11.6	[12.2]	(16)	57.5	[70.7]	(11)	88.9	[93.6]	(18)	0.31	[0.31]	(5)	27.3	(19)	758
木津川市	-	[-]	-	[-]	(13)	9.3	[9.0]	(11)	11.2	[20.3]	(14)	89.4	[91.6]	(11)	0.63	[0.64]	(2)	26.3	(8)	402
大山崎町	-	[-]	-	[-]	(8)	3.9	[3.7]	(1)	-	[7.3]	(6)	85.5	[96.6]	(4)	0.77	[0.80]	(16)	34.1	(9)	410
久御山町	-	[-]	-	[-]	(2)	▲0.5	- [1.3]	(1)	-	[-]	(4)	82.0	[82.3]	(1)	1.12	[1.14]	(25)	48.0	(2)	232
井手町	-	[-]	-	[-]	(1)	▲0.8	- [1.0]	(1)	-	[-]	(1)	73.6	[79.3]	(17)	0.38	[0.39]	(18)	34.6	(5)	356
宇治田原町	-	[-]	-	[-]	(10)	8.0	[6.8]	(22)	101.7	[122.7]	(3)	81.2	[89.0]	(12)	0.59	[0.62]	(21)	36.8	(18)	746
笠置町	-	[-]	-	[-]	(9)	5.1	[4.6]	(9)	1.4	[-]	(11)	88.9	[98.3]	(23)	0.20	[0.22]	(23)	38.5	(24)	1,269
和束町	-	[-]	-	[-]	(19)	12.2	[12.7]	(13)	30.6	[63.1]	(5)	83.2	[93.0]	(24)	0.19	[0.21]	(3)	26.4	(20)	946
精華町	-	[-]	-	[-]	(18)	11.8	[12.9]	(15)	55.1	[82.0]	(20)	91.3	[97.9]	(6)	0.73	[0.75]	(20)	36.4	(7)	401
南山城村	-	[-]	-	[-]	(12)	8.5	[8.4]	(12)	19.7	[42.6]	(7)	85.7	[96.6]	(22)	0.22	[0.24]	(1)	25.8	(22)	1,057
京丹波町	-	[-]	-	[-]	(24)	16.8	[17.7]	(20)	98.8	[109.7]	(8)	86.1	[90.0]	(20)	0.28	[0.28]	(4)	27.2	(23)	1,159
伊根町	-	[-]	-	[-]	(11)	8.2	[7.5]	(1)	-	[-]	(2)	80.9	[89.6]	(25)	0.11	[0.11]	(14)	31.9	(25)	2,016
与謝野町	-	[-]	-	[-]	(25)	17.2	[17.0]	(21)	101.5	[114.6]	(24)	92.5	[97.4]	(20)	0.28	[0.29]	(8)	28.5	(16)	676
(参考)京都市	-	[0.07]	-	[-]		11.8	[11.4]		170.4	[193.4]		94.6	[99.7]		0.81	[0.81]		38.1		970

※表中 () は順位を、 は上位5団体(ベスト5)を、[] は前年度比率を示す。

(参考) 用語説明

《決算収支に関する用語》

○ 普通会計

地方公共団体における公営事業会計以外の会計。

○ 公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、農業共済、介護サービス、駐車場、交通災害共済、公営競技、有料道路に係る事業会計の総称。

○ 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業をいい、法適用企業と法非適用企業に分類される。財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業は法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものは法非適用企業と定義づけられている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

○ 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

○ 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

○ 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

○ 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

《歳入に関する用語》

○ 一般財源

地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等の合計額。なお、市町村においては、これらのほか都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、分離課税所得割交付金(京都市のみ)及び軽油引取税交付金(京都市のみ)を加算した額をいう。

○ 実質的な一般財源

一般財源のほか、減収補てん債特例分、臨時財政対策債及び猶予特例債、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をあわせたもの。

○ 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付する震災復興特別交付税がある。

普通交付税の団体ごとの交付額は、人口や面積、実際の事業費などをもとに決められる。近年では、平成28年度から、民間委託等の業務改革を実施している地方公共団体の経費水準を基準財政需要額の反映するトップランナー方式が導入されたほか、令和2年度においては、偏在是正措置により生じる財源を活用して地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため「地域社会再生事業費」（令和3年度算定額：4,200億円程度）が創設された。

また、令和3年度には地方団体が地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費を算定するため、「地域デジタル社会推進費」（令和3年度算定額：2,000億円程度）が創設された。

○ 地方特例交付金等（地方特例交付金、特別交付金）

減収補てん特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収等を補填するために平成20年度に創設された。

令和3年度からは、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特別措置の拡充による地方団体の減収を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金（令和8年度まで）が創設された。

○ 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。平成13年度から15年度の3年間、通常収支の財源不足のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、地方負担分を臨時財政対策債で補てんしている。なお、平成16年度以降についても、この補てん措置が延長されている。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。

なお、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額も含まれている。

○ 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

○ 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

《基金・地方債に関する用語》

○ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

○ 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

《財政指標に関する用語》

○ 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。なお、平成13年度から、減税補てん債と臨時財政対策債を、平成19年度から、減収補てん債特例分と臨時財政対策債を、令和2年度から、減収補てん債特例分と臨時財政対策債と猶予特例債を経常一般財源に加えた経常収支比率を用いている。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等歳入合計} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債} + \text{猶予特例債}}$$

○ 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値。地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。単年度の数値が1を越えると、普通交付税の不交付団体となる（指数が高いほど、財政力がある団体とされる）。

○ 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないこととされている。

○ 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。
福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

○ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。将来負担比率において同じ。）に対する比率。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

○ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額一（充当可能基金額＋特定財源見込額）} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模一（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○ 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

○ 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。